

穂積小学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日 改定

はじめに

ここに定める「穂積小学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第 13 条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<一定の人的関係とは>

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や登下校班の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

<物理的な影響を与える行為とは>

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。「行為」には「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（2）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、児童に寄り添い、いじめを見逃さないという構えでいじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、卑怯な行為である」
- ・「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校・学級でも、起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

（3）学校としての構え

児童一人一人は、かけがえのない大切な存在であり、穂積小学校は児童へ 3 つの約束をします。

① どの子も全力で応援します。

- ・一人一人の「頑張ったこと」「努力の過程」を認めていきます。
- ・「一人一人の頑張ったことやよさ、違いを素直に認め合おう」

